

証券コード3600
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

京都市北区平野宮本町5番地

株式会社 フジックス

代表取締役社長 藤井 一郎

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.fjx.co.jp/ir/shareholders.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「フジックス」またはコードに「3600」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが後記の株主総会参考書類をご検討下さいますして、**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分**までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

5頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力下さい。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようにご返送下さい。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時20分)
2. 場 所 京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
(末尾の会場ご案内略図を参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第77期 (2025年4月1日から
2026年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期 (2025年4月1日から
2026年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の以下の事項
 - ・ 企業集団の現況に関する事項の以下の事項
 - 企業集団の主要な事業内容
 - 企業集団の主要拠点等
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
 - ・ 会計監査人に関する事項
 - ・ 会社の体制及び方針
 - ② 連結計算書類の以下の事項
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ③ 計算書類
 - ④ 連結計算書類に係る会計監査報告書
 - ⑤ 計算書類に係る会計監査報告書
 - ⑥ 監査等委員会の監査報告書
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

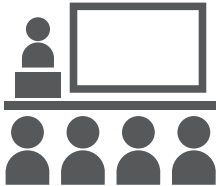
以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ご出席の株主様にお配りするお土産の用意はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

【受付開始：午前9時20分】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力下さい。詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照下さい。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

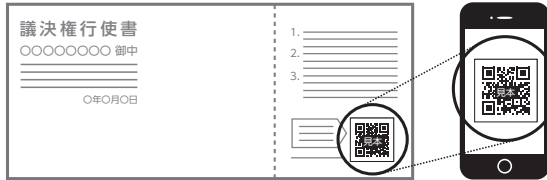
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使について

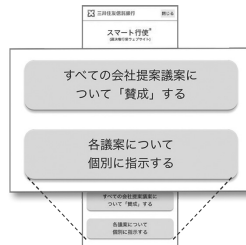
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株皆様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

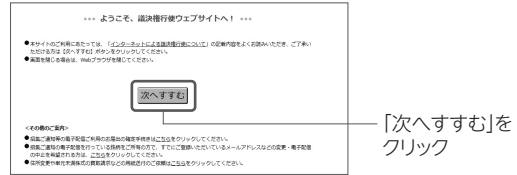
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

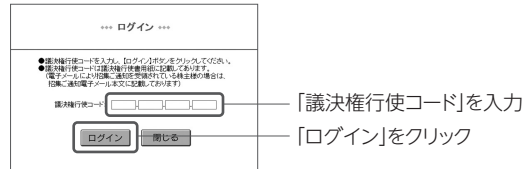
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ウェブ行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

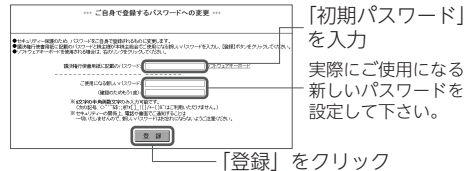
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、強固な経営基盤のもとに、安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期は、国内外の厳しい経営環境により、親会社株主に帰属する当期純損失が123百万円となりましたが、前述の当社の配当政策を踏まえて前事業年度の期末配当金と同じく、1株あたり50円を維持することといたしました。

また、内部留保金につきましては、当面さらに不透明で厳しさが増すと予想される経営環境を踏まえて、当社グループの様々な改革の原資や配当金維持の備えとするなど、将来の成長と長期安定的な経営基盤作りのために有効に活用してまいります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金50円00銭
総額	68,824,100円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

期末配当金に充当するため及び今後の事業環境を勘案し、下記のとおり剰余金を処分させていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	500,000,000円
---------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	500,000,000円
-------	--------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	藤井 一郎 (1958年2月1日生)	1980年4月 当社入社 1985年3月 同取締役 1994年6月 同常務取締役 1996年6月 同代表取締役専務 1997年6月 同代表取締役副社長 1998年6月 同代表取締役社長（現任）	45,200株
藤井一郎氏は、1985年3月以来、当社の取締役として要職を歴任し、1998年以降は当社の代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わり、事業全般に精通しております。今後も中長期の企業価値向上のために引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			
2	松尾 勇治 (1972年6月25日生)	2003年12月 当社入社 2009年4月 同財務課長 2010年2月 同経営企画室長兼財務課長 2018年4月 同理事管理部長兼財務課長 2018年6月 同取締役管理部長兼財務課長 2020年4月 同取締役管理部長 2020年6月 同常務取締役管理部長（現任）	2,000株
松尾勇治氏は、長年当社の管理部門に携わり、当社の経営管理に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	藤井 翔太 (1988年1月19日生)	2010年4月 株式会社京都銀行入行 2015年4月 当社入社 経営企画室長代理 2018年4月 同理事経営企画室長 2018年6月 同取締役経営企画室長 2020年6月 同常務取締役経営企画室長(現任) 2025年10月 上海富士克制線有限公司総経理(現任)	17,400株
藤井翔太氏は、金融機関での勤務経験を通じて、企業のガバナンスなど経営について有用な知見を有しております。また、経営企画室長を務めており、今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			
4	上原 康裕 (1969年7月18日生)	1988年4月 当社入社 2016年4月 上海富士克制線有限公司生産部長 2018年4月 当社理事 2019年7月 常州英富紡織有限公司総経理(現任) 2020年6月 当社取締役生産部長(現任)	1,800株
上原康裕氏は、長年当社の生産部門に携わり、中国子会社の生産部門の要職を歴任するなど、グローバル化する当社グループの生産業務に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			
5	伊藤 和夫 (1963年9月24日生)	1987年4月 当社入社 2005年3月 同営業一部東日本販売課長 2010年12月 株式会社シオン代表取締役社長 2013年12月 FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.社長 2018年4月 当社理事 2022年4月 同アパレル資材部副部長兼同東日本販売課長 2022年6月 同取締役アパレル資材部長兼同東日本販売課長 上海新富士克制線有限公司総経理(現任) FUJIX INTERNATIONAL CO.,Ltd社長(現任) 2023年4月 当社取締役アパレル資材部長(現任)	2,000株
伊藤和夫氏は、長年販売部門に携わり、国内外の子会社の要職を歴任するなど、当社グループの販売業務に精通しております。今後もこれらの知見を通じて当社の経営に携わるべく、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役5名、社外取締役3名で構成される体制となります。

当社は、フジックスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力等）の分野を特定しております。

取締役候補者に対して特に期待する分野は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	当社が期待する知見・経験						
		企業経営	営業・ マーケティング	国際性・ 海外駐在経験	技術・ 研究開発	財務会計	法務・ コンプライアンス	サステナビリティ
藤井 一郎	取締役社長	●	●		●			●
松尾 勇治	常務取締役	●				●	●	●
藤井 翔太	常務取締役	●	●			●		●
上原 康裕	取締役	●		●	●			●
伊藤 和夫	取締役	●	●	●				●
山田 善紀	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●
吉田 薫	社外取締役 (監査等委員)						●	
寺町 雅人	社外取締役 (監査等委員)					●		

(注) 1. 地位は本総会終結後の取締役会で決定いたします。

2. 上記の一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
くにまつじいち 国松治一 (1957年6月8日生)	1985年10月 司法試験合格 1988年3月 司法研修所卒業 1988年4月 弁護士登録 1994年4月 国松法律事務所開業 (重要な兼職の状況) 国松法律事務所代表	- 株
国松治一氏は、経営陣から高い独立性があり、弁護士としての専門知識や経験によりコンプライアンス経営に高い見識を有しており、適切な助言や経営の監督機能の発揮が期待されることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 国松治一氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 国松治一氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。国松治一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得や雇用環境は改善傾向が続きましたが、食料品を始めとする国内諸物価の上昇が続き、消費者の節約志向が強まりつつあるうえに、今般の中東情勢の緊迫化による世界的な原油供給懸念と価格高騰が、わが国だけでなく、世界全体に影響を及ぼしつつあり、先行きは極めて不透明な状況となりました。

当社グループがかかわるわが国のアパレル・ファッション業界や手芸関連業界は、衣料品のインバウンド需要の減速傾向に加えて、節約志向の高まりや記録的猛暑などの気候要因も加わり、衣料品や手芸材料の消費はまだら模様となりました。また中国やタイ国におきましても経済情勢の回復は見られず、衣料品の消費は低調な状況が続きました。

これらにより、当社グループの縫い糸の受注は、引き続き衣料縫製用、手芸用ともに回復感が感じられない状況で推移し、為替換算レート変動の影響もあって、当連結会計年度の売上高は、5,474百万円（前期比3.0%減）となりました。

利益面におきましては、売上高の減少に加えて、当社の生産減少による工場操業度の低下や販売品目構成の変化、原材料価格の高止まりなどにより、売上高総利益率が低下した影響で、営業損失は222百万円（前期は195百万円の損失）となりました。

また、営業外損益において為替差損が為替差益に転じたことや受取配当金が増加したこともあって、経常損失は122百万円（前期は104百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は123百万円（前期は107百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

日本

当社グループにおきましては、事業年度の末日を当社は3月末日、国内子会社は1月末日と定めております。

当期は、衣料品のインバウンド需要の減速傾向に加えて、節約志向の高まりや記録的猛暑などの気候要因も加わり、衣料品や手芸材料の消費はまだら模様となりました。

このような状況を受けて、衣料品の国内生産は全般に慎重で、国内における衣料品の原材料や縫製資材の需要は、一部を除いて回復感のない状況が続きました。

また、日米関税交渉の大筋合意を受けて、車両内装用縫い糸は、懸念された大きな落ち込みは

なく、米国ホビー市場向けの受注は若干回復傾向となりましたが、当セグメントの売上高は、4,333百万円（前期比1.0%減）となりました。

一方、利益面につきましては、当社の工場操業度の低下や販売品目構成の変化、原材料価格など製造コストの高止まりによる売上高総利益率の低下が響いて、セグメント損失は192百万円（前期は180百万円の損失）となりました。

アジア

当セグメントに属する全ての海外子会社は、事業年度の末日を12月末日と定めており、当連結会計年度には、2025年1月から12月までの業績が連結されております。

当セグメントの主要な市場である中国におきましては、日本向け衣料品の生産がベトナムを始めアジアの他国に移行する傾向が続いているうえ、同国経済の減速や米国関税政策の影響により、同国内向け、米国向けともに衣料品の生産は低調で、当社グループの中国子会社も販売面では厳しい環境が続きました。一方、日本向け衣料品の生産が堅調なベトナムでは縫い糸の受注も堅調ながら、タイ国におきましては、衣料品消費は低調で厳しい状況が続いております。

これらに加えて為替換算レート変動による影響もあって、当セグメントの売上高は1,140百万円（前期比10.2%減）となりました。

一方、利益面につきましては、原材料の調達価格低減やタイ国の子会社の経営改善策の効果も徐々に出始めたものの、売上高の減少などもあり、セグメント損失は30百万円（前期は42百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 74 期 2023年3月期	第 75 期 2024年3月期	第 76 期 2025年3月期	第 77 期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	5,742	5,805	5,646	5,474
経 常 利 益 (百万円)	△124	△6	△104	△122
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	△188	90	△107	△123
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△137円28銭	65円50銭	△78円34銭	△89円88銭
総 資 産 (百万円)	10,917	11,572	11,862	12,501
純 資 産 (百万円)	9,464	9,992	10,185	10,538
1 株 当 たり 純 資 産	6,347円89銭	6,743円43銭	6,860円81銭	7,144円91銭

(注) △は損失を示しております。

(5) 対処すべき課題

当面の見通しにつきましては、中東情勢を始めとする不安定な国際情勢、これに伴う原油調達懸念やエネルギー、原材料価格等の上昇を背景に、わが国の経済情勢はますます不透明感が強まっております。

また、当社グループが関わるアパレル・ファッション業界や手芸関連業界におきましては、このような先行き不透明な経済情勢やさらなる物価高が、節約志向と消費の減退に繋がることが懸念されます。

一方、国内の雇用情勢はタイトな状況が続いており、大企業を中心に賃上げなどの動きが加速し、中小企業との賃金格差も拡大傾向で、全般に事業コストが上昇傾向となるなか、とりわけ価格転嫁が困難な当社グループや多くの中小企業の経営環境は厳しさを増しています。

このように当社グループを取り巻く短期的な経営環境は先行き不透明で、中長期的な縫い糸事業の環境についても、予測が困難な状況ではありますが、当社グループといたしましては、縫い糸が縫製業や手芸関連には不可欠な副資材であることを踏まえて、現段階では次のように考えております。

(1) 工業用縫い糸の事業については、縫製業は、衣料用、非衣料用のいずれにおいても工程の多さやその作業内容から、機械化（ロボット化）による省力化が困難な労働集約型産業であり、豊富な労働力が求められるため、とりわけ大量生産型の安価な衣料品は、低賃金で労働力の豊富な地域や国での縫製に移行する傾向がある。

しかしながら小ロット多品種で且つ高い縫製技術が求められる高級衣料品については、熟

練した労働力とともに、製品の最終仕向け地（消費国）への短納期での供給体制も不可欠であり、賃金の上昇傾向にある中国や東南アジア諸国においても、今後も一定の生産規模を維持していくと考えられる。

縫製副資材として多色を必要とする工業用縫い糸は、品質や価格に対する要求はもちろん、縫製現場への多色多品種の調達利便性が求められるが、アジア地域の縫い糸市場における当社グループのシェアは低く、生産体制の対応を含めて、これらの競争上不可欠な要素を一層磨き、アジア地域を中心としたユーザーの評価を高めることで当社グループのシェア拡大による成長の余地は十分にある。

(2) 家庭用縫い糸の事業については、わが国の手作りホビー分野におけるソーイング需要は、かつてのコロナ禍による手作りマスク需要や巣ごもり需要により、一時的に需要が急増した後、その反動や、昨今の諸物価上昇による節約志向の強まりもあって、需要の低迷が続いている。しかし一方では、癒しやオリジナリティを求める志向や、サステナブルの観点から「ハンドメイド」が見直される傾向も見られることから、今後も手作りホビーの一分野として消費者の関心を高めるような用途を含めた「きっかけ」を提案することにより、需要の掘り起こしの余地がある。

また、わが国よりはるかに大きな成熟市場を有する欧米市場における当社製品のシェアは極めて低く、独自性の高い商品の提案等によって、販売拡大の可能性があるほか、中国を始めとする東南アジア諸国においては、富裕層などを中心に、一定の手作りホビー需要が根付きつつあり、今後も販売拡大の余地がある。

当社グループは、これらの縫い糸事業の中長期的な可能性を踏まえたうえで、下記の「会社の対処すべき課題」にも取り組み、生産体制や業務の抜本的見直しを進めて、まずは損失の解消に努めつつ、中長期の成長を実現して、全てのステークホルダーへの貢献を目指してまいります。

- (1) 工業用縫い糸について、顧客のニーズや購買志向をあらためて把握したうえで、当社グループとしての新たな営業戦略に基づき、国内外の製造・販売体制を再構築し、競争力を強化しつつ、海外子会社との連携を強めてアジア地域におけるシェアの拡大を図る。
- (2) 中長期的に高まると予想されるアジア各国や関連業界の環境負荷軽減への要請に対応し、製品仕様や原料の見直し等により、環境負荷軽減に努める。
- (3) 国内の繊維製造業全体が縮小傾向にあるなか、国内連結子会社3社を含む国内事業は、シナジー効果が発揮できるよう、連携を強めるとともに、それぞれの業態や得意分野においてきめ細かなビジネスに対応できるよう、さらなる効率化を図り、収益力の維持向上を図る。

- (4) 手芸及びホビー関連分野においては、国内では手芸の「きっかけ」作りに注力して需要の掘り起こしに努めるとともに、独自性の高い商品の提案により、欧米諸国やアジア各国などへの販売拡大を実現し、極めて低い海外市場におけるシェア拡大を図る。
- (5) ライフスタイルの変化や働き方改革の動向も踏まえつつ、将来の賃上げを見据えて業務の効率化や簡素化を目指す。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社FTC	100百万円	100%	縫い糸の製造・販売
株式会社シオン	50百万円	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
株式会社ニットマテリアル	50百万円	100%	衣料原材料・縫い糸の販売
上海富士克制線有限公司	6,900千米ドル	70%	縫い糸・刺しゅう糸の製造・販売
上海新富士克制線有限公司	900千元	(100%)	縫い糸・刺しゅう糸の販売
富士克國際(香港)有限公司	3,500千香港ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
上海福拓線貿易有限公司	25百万円	(100%)	縫い糸の販売
常州英富紡織有限公司	315百万円	100%	縫い糸の撚糸加工
FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.	650千米ドル	100%	縫い糸・刺しゅう糸の販売
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	100百万パーツ	70%	縫い糸の製造/縫い糸・刺しゅう糸の販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)を示しております。

③企業結合の経過及びその成果

当社の連結子会社は上記の10社(国内3社、海外7社)であります。なお、企業結合の成果については、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、家庭用縫い糸及び工業用縫い糸・刺しゅう糸並びに各種糸の製造、販売を主たる事業としております。また、これらの原材料及び半製品の販売並びに手芸関連商品及び縫製副資材等の販売も行っております。

区 分	主 要 製 品
家 庭 用 製 品	合織ミシン糸・手縫い糸・刺しゅう糸 絹ミシン糸・手縫い糸、手芸用各種糸
工 業 用 製 品	合織ミシン糸・刺しゅう糸
そ の 他 製 品	合織撚糸半製品、合織染色半製品 手芸関連商品、縫製副資材

(8) 企業集団の主要拠点等

名 称	所 在 地
本社（営業部、管理部）	京都市北区
当社東京支店（営業部）	東京都豊島区
当社滋賀事業所（生産部、物流部、研究開発室）	滋賀県東近江市
フジックスグループ東北物流センター	秋田県横手市
株式会社 F T C	京都市北区ほか 2 拠点
株式会社 シオン	秋田県横手市
株式会社 ニットマテリアル	山梨県甲府市
上海富士克制線有限公司	中国・上海市
上海新富士克制線有限公司	中国・上海市ほか 3 拠点
富士克國際（香港）有限公司	中国・香港
上海福拓線貿易有限公司	中国・上海市
常州英富紡織有限公司	中国・溧陽市
FUJIX VIETNAM CO.,Ltd.	ベトナム・ホーチミン市
FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	タイ・サムットプラカーン市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	160 名	4名減
女 性	186	7名減
合 計	346	11名減

②当社の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	50 名	3名減	52.59	23.40
女 性	49	3名減	51.35	22.66
合 計 また は 平 均	99	6名減	51.98	23.03

(注) 従業員数には、子会社への出向者(3名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,989,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,468,093株（うち自己株式91,611株）
- (3) 株 主 数 699名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 F J 興 産	158,600 ^株	11.52%
藤 井 太 郎	85,100	6.18
鈴 木 直 子	84,800	6.16
小 原 京 子	81,200	5.90
藤 井 一 郎	45,200	3.28
小 林 茂	44,040	3.20
INTERACTIVE BROKERS LLC	39,300	2.86
都 築 智 子	37,200	2.70
柏 阿 里 子	37,200	2.70
森 本 晶 一	37,200	2.70

(注) 当社は、自己株式91,611株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤井 一郎	取締役社長 (代表取締役)	
松尾 勇治	常務取締役	管理部長
藤井 翔太	常務取締役	経営企画室長 上海富士克制線有限公司総経理
上原 康裕	取締役	生産部長 常州英富紡織有限公司総経理
伊藤 和夫	取締役	アパレル資材部長 上海新富士克制線有限公司総経理 FUJIX INTERNATIONAL CO.,Ltd社長
山田 善紀	取締役員 (監査等委員)	税理士法人川嶋総合会計代表社員 公認会計士 株式会社トーセ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)
吉田 薫	取締役員 (監査等委員)	吉田 薫法律事務所代表 弁護士
寺町 雅人	取締役員 (監査等委員)	監査法人京立志社員 公認会計士

- (注) 1. 取締役山田善紀、吉田薫、寺町雅人の各氏は、社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役山田善紀、寺町雅人の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社では、内部監査室が監査等委員の職務を補佐しているほか、重要会議への出席や重要書類の閲覧を通じて情報収集を行い、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当社は山田善紀、吉田薫、寺町雅人の各氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
6. 2025年6月27日開催の第76期定時株主総会において、寺町雅人氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 川嶋伸久氏は、2025年6月27日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の事項を総合的に勘案して決定するものとします。なお、当社においては、製品の販売に係る施策の効果が業績に反映するまでに時間を要する場合等を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬としての固定報酬、賞与、退職慰労金で構成し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はないものとします。

- ① 経営状況、業績
- ② 役位、在任年数
- ③ 従業員給与とのバランス
- ④ 他社の報酬水準
- ⑤ 経済情勢

2. 支給時期

支給時期については月額制とし、期末決算確定後の一定の時期に賞与を支給することができるとします。

また、退任時には一定の基準に基づき、株主総会決議により退職慰労金を支給するものとします。

3. 決定手続き

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬、賞与及び退職慰労金は、取締役会が代表取締役の作成した報酬案を指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会の答申を踏まえた取締役会決議により決定するものとします。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で承認された総額の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第70期定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、同時に監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、年額4,000万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、その決定方法及び内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	対象となる取締役の員数
		基本報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	60,281 千円	60,281 千円	5 名
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,015 (11,410)	13,015 (11,410)	4 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当該期間における役員退職慰労引当金の増額分（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分10,961千円 監査等委員である取締役分1,480千円（うち社外1,360千円））が含まれております。
3. 支給人員及び報酬等の額には、2025年6月27日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名が含まれております。
4. 上記のほか、2025年6月27日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を監査等委員である取締役1名に対し16,960千円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員等の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の増加額が16,840千円含まれております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
取締役 (監査等委員)	山田善紀	当社が顧問契約を締結しております税理士法人川嶋総合会計の代表社員を兼職しておりますが、その年間契約料は同法人及び当社の営業収益から見て僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、株式会社トーセの社外取締役（監査等委員）及び株式会社たけびしの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉田 薫	吉田薫法律事務所の代表を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	寺町雅人	監査法人京立志の社員を兼職しておりますが、当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取締役 (監査等委員)	山田善紀	当期に開催された取締役会26回の全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、公認会計士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉田 薫	当期に開催された取締役会26回の全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、弁護士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。
取締役 (監査等委員)	寺町雅人	当期に開催された取締役会26回のうち、監査等委員就任以降開催された19回の全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会16回のうち、監査等委員就任以降開催された10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、果たすことが期待される役割に関して行った職務として、公認会計士の知見でコンプライアンス経営の観点から、取締役会の監督を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、及びそれに基づく報酬見積もりが適切であるかを検討するとともに、会計監査人の職務の執行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額には妥当性があると判断し、同意しております。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障が生じた場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を決定し、取締役会は、これを株主総会に付議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、社是（誠実）並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者を始めグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- イ. 代表取締役は、管理部担当取締役を当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス規程の適切な運用により、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ウ. 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- エ. 当社は、当社グループの使用人等が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を適切に運用する。
- オ. 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、所轄官庁及び関連団体と協力し、その排除に努めるとともに毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部担当取締役を任命する。
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書保存規程」に基づき整理・保存する。
- ウ. 監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- エ. 「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに「文書保存規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 代表取締役は、管理部担当取締役を当社グループのリスク管理に関する総括責任者に任命し、「リスク管理規程」及びその他のリスク関連規程を適切に運用し、リスク管理体制の構築、維持・整備に努める。
- イ. 当社グループのリスクを総括的に管理する部門は管理部とし、各部門及び子会社においてそれぞれのリスク管理体制を確立する。
- ウ. 事件、事故など不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策室を設置し、緊急事態への対応体制をとるものとする。
- エ. 監査等委員会及び内部監査室は各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役は、管理部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、グループ中期経営計画及びグループ年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- イ. 各部門担当取締役は、グループ経営計画に基づいた各部門及び所管する子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ウ. 総括責任者は、施策等の遂行状況を各部門担当取締役及び子会社取締役等に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は管理部担当取締役が統括する。管理部担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。
- イ. 関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、グループ経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。
- ウ. 関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。
- エ. 監査等委員会と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。

オ. 取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、当該取締役及び使用人を選定することができる。また代表取締役社長は、監査等委員会と協議のうえ、内部監査室員を当該使用人として指名することができる。
- イ. 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、選定または指名された取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲され、他の取締役の指揮命令は受けないことを社内規程に明記し周知する。
- ウ. 監査等委員会が指定する補助すべき期間中の指名された使用人の人事考課は、監査等委員会の同意事項とする。

⑦当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査等委員会規則」並びに「監査等委員会監査規程」等社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- イ. 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び関係会社連絡会議等重要会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人に報告及び説明を求める。
- ウ. 監査等委員は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求める。
- エ. 監査等委員は、「内部通報者保護規程」に基づいて通報を受け、また、通報の事実の報告を受ける。
- オ. 監査等委員は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

カ. 監査等委員が、職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用を支弁するため、毎事業年度一定額の予算を設ける。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

ア. 取締役会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適正に対応するため、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決定する。

イ. 代表取締役を委員長とする内部統制委員会は、基本方針及び「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正処置を講じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当事業年度の取締役会は26回開催されました。取締役会は、各取締役より担当業務の執行状況の報告を受け、業務執行の管理を適切に行っております。

②リスク管理体制について

リスク管理規程を始めとするリスク関連規程を適切に運用し、当社グループのリスクを適切に管理する体制を構築しております。

③内部監査の実施について

当社の内部監査室は、期初に策定した年間監査計画に基づいて、各事業所の業務監査及びモニタリング調査を実施しました。その結果を遅滞なく社長に報告するとともに、必要に応じて当該部署に指導を行いました。

④監査等委員会の職務の執行について

当事業年度の監査等委員会は16回開催され、山田善紀、吉田薫の両監査等委員はその全てに出席し、寺町雅人監査等委員は監査等委員就任以降開催された監査等委員会10回全てに出席しております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、それぞれの知見に基づいて適宜意見を述べるとともに、取締役会を監督しております。

当社の監査等委員会は、内部監査室と連携して、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより、監査の実効性を高めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,717,900	流 動 負 債	650,816
現金及び預金	2,482,013	買掛金	433,111
受取手形	3,933	未払金	84,227
電子記録債権	368,149	未払法人税等	17,831
売掛金	840,272	契約負債	4,247
商品及び製品	1,413,546	賞与引当金	38,273
仕掛品	1,019,099	その他	73,125
原材料及び貯蔵品	523,781	固 定 負 債	1,311,495
その他	70,369	繰延税金負債	975,358
貸倒引当金	△3,266	役員退職慰労引当金	244,030
固 定 資 産	5,783,184	退職給付に係る負債	54,878
有 形 固 定 資 産	2,325,625	長期預り保証金	4,440
建物及び構築物	1,702,577	資産除去債務	32,788
機械装置及び運搬具	217,500	負 債 合 計	1,962,311
土地	369,514	純 資 産 の 部	
その他	36,033	株 主 資 本	7,294,307
無 形 固 定 資 産	231,288	資本金	923,325
投 資 そ の 他 の 資 産	3,226,269	資本剰余金	771,087
投資有価証券	2,674,844	利益剰余金	5,709,506
長期前払費用	11,959	自己株式	△109,611
繰延税金資産	5,218	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,540,535
退職給付に係る資産	162,188	その他有価証券評価差額金	1,490,205
その他	372,232	為替換算調整勘定	976,695
貸倒引当金	△175	退職給付に係る調整累計額	73,634
資 産 合 計	12,501,084	非 支 配 株 主 持 分	703,929
		純 資 産 合 計	10,538,772
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,501,084

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	923,325	771,087	5,902,052	△109,415	7,487,049
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△68,830		△68,830
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△123,715		△123,715
自 己 株 式 の 取 得				△196	△196
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△192,545	△196	△192,741
当 期 末 残 高	923,325	771,087	5,709,506	△109,611	7,294,307

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,016,116	915,291	26,185	1,957,593	741,147	10,185,790
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△68,830
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△123,715
自 己 株 式 の 取 得						△196
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	474,088	61,403	47,449	582,942	△37,217	545,724
連結会計年度中の変動額合計	474,088	61,403	47,449	582,942	△37,217	352,982
当 期 末 残 高	1,490,205	976,695	73,634	2,540,535	703,929	10,538,772

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 10社
- (2) 連結子会社の名称

株式会社F T C、株式会社シオン、株式会社ニットマテリアル、上海富士克制線有限公司、上海新富士克制線有限公司、富士克國際(香港)有限公司、上海福拓線貿易有限公司、常州英富紡織有限公司、FUJIX VIETNAM CO.,Ltd. 及びFUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社3社の決算日は1月31日、在外連結子会社7社の決算日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品及び原材料

当社及び国内連結子会社

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

在外連結子会社

土地使用権について、均等償却を行っております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社については、役員の退職に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社グループにおいては、縫い糸、刺しゅう糸及び手芸用各種糸の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、収益認識基準適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、国外の顧客に商品及び製品を販売する取引は、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

aヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。また、為替予約取引については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

bヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建買掛金及び予定取引

cヘッジ方針

円貨による支払額を確定させることが目的であり、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

dヘッジの有効性の評価方法

為替予約の締結時に、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、当社のパート従業員及び一部の連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため連結会計年度末支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「補助金収入」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,413,546千円
仕掛品	1,019,099千円
原材料及び貯蔵品	523,781千円
合計	2,956,427千円
売上原価（棚卸資産評価損：△は戻入額）	33,125千円

棚卸資産評価損は計上と戻入の純額を記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、直近の売却価格等に基づき算定した正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と正味売却価額との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れた棚卸資産については、過去の販売実績を分析した上で、棚卸資産の経過期間及び回転期間に応じた評価損率を用いて、定期的に帳簿価額を切り下げるなどの方法により、当該切り下げ額を売上原価に計上しております。

棚卸資産の評価に用いた重要な仮定は、正味売却価額及び評価損率であります。

棚卸資産の評価にあたっては、現在入手可能な情報に基づき判断しておりますが、国内外での法令・規則の変更に伴う市場環境の変化、消費者ニーズの変化、他社競合品との競争激化などにより、見積りの仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,755,629千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,468,093		—		—	1,468,093

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	68,830千円	50.0円	2025年3月31日	2025年6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	68,824千円	50.0円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、原則として、短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引については、外貨建営業債務の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、資金運用方針を定め、当社及び連結子会社における以下のリスクに対応する管理体制を整備しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各業務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建営業債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた資金運用方針に基づき、財務課が取引を行い、その記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務課所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、当社の資金運用方針に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び各連結子会社が資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照下さい。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	195,160	△4,840
② その他有価証券	2,471,045	2,471,045	—
資産計	2,671,045	2,666,205	△4,840
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 有価証券に関する事項

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	200,000	195,160	△4,840
	(3) その他	—	—	—
	小計	200,000	195,160	△4,840
合計		200,000	195,160	△4,840

②その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	297,638	2,471,045	2,173,406
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	297,638	2,471,045	2,173,406
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		297,638	2,471,045	2,173,406

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,799

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形	3,933	—	—	—
売掛金	840,272	—	—	—
電子記録債権	368,149	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券		200,000	—	—
合計	1,212,355	200,000	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,471,045	—	—	2,471,045
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	2,471,045	—	—	2,471,045

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	195,160	—	195,160
その他	—	—	—	—
資産計	—	195,160	—	195,160

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、縫い糸、刺しゅう糸及び手芸用各種糸の製造及び販売を行う単一事業であり、顧客との契約から生じる収益を報告セグメント（地域別）に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	日本	アジア	計
顧客との契約から生じる収益			
商品及び製品の販売	4,333,990	1,140,562	5,474,552

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,315,833
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,212,355
契約負債（期首残高）	3,151
契約負債（期末残高）	4,247

契約負債は、主に商品及び製品の販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、3,151千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,144円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 89円88銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部					負 債 の 部				
科 目		金 額			科 目		金 額		
流動	現金及び預金	3,738,675			流動	負債			193,206
	現金及び預金	1,315,511			買掛金				61,078
	受取手形	1,531			未払費用				62,827
	電子記録簿	218,783			未払費用				16,375
	商品及び製品	325,408			契約負債				1,278
	仕掛品	760,617			預り金				3,295
	原材料及び貯蔵品	781,404			賞与引当金				32,750
	前払費用	84,969			前受金				1,909
	関係会社短期貸付	12,233			その他の				13,690
	未収入取	188,000			固定負債				1,112,644
	未収取	44,496			繰延税金負債				873,388
	倒引当	2,516			退職給付引当金				3,755
	倒引当	3,864			役員退職慰労引当金				218,961
	倒引当	△662			長期預り保証金				4,240
固定	固定資産	5,816,370			資産除去債務				12,300
有形	有形固定資産	1,374,824			負債合計				1,305,850
	建物	920,514			純資産の部				
	構築物	49,574			株主資本				6,758,990
	機械及び装置	51,256			資本剰余金				923,325
	車両運搬具	741			資本剰余金				758,014
	工具、器具及び備品	18,247			資本準備金				758,014
	土地	334,490			利益剰余金				5,187,262
無形	無形固定資産	17,612			利益準備金				209,238
	ソフトウェア	15,703			その他利益剰余金				4,978,023
	電話加入権	1,909			固定資産圧縮積立金				452,529
投資	その他の資産	4,423,933			別途積立金				4,500,000
	投資関係会社株	2,674,844			繰越利益剰余金				25,494
	関係会社出資	486,720			自己株式				△109,611
	関係会社長期貸付	386			評価・換算差額等				1,490,205
	関係会社前払費用	848,086			その他有価証券評価差額金				1,490,205
	関係会社前払費用	130,000			純資産合計				8,249,195
	関係会社前払費用	54,795			負債及び純資産合計				9,555,046
	関係会社前払費用	6,903							
	関係会社前払費用	30,211							
	関係会社前払費用	184,044							
	関係会社前払費用	8,057							
	関係会社前払費用	△116							
資産	資産合計	9,555,046							

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,730,607
売上原価	2,169,196
売上総利益	561,411
販売費及び一般管理費	788,026
営業外収益	226,615
受取利息	7,787
受取配当金	114,397
賃貸料収入	29,970
売電収入	8,988
その他	10,574
営業外費用	171,718
賃貸料収入原価	12,786
売電費用	3,944
貸倒引当金繰入	△18
事業準備費	8,294
その他	40
経常損失	25,047
特別損失	79,945
固定資産除却損失	107
税引前当期純損失	107
法人税、住民税及び事業税	8,302
法人税等調整額	△6,447
当期純損失	1,854
	81,906

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	923,325	758,014	758,014
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純損失 (△)			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	923,325	758,014	758,014

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	209,238	467,312	4,500,000	161,448	5,337,999	△109,415	6,909,923
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				△68,830	△68,830		△68,830
固定資産圧縮積立金の取崩		△14,783		14,783	—		—
当期純損失 (△)				△81,906	△81,906		△81,906
自己株式の取得					—	△196	△196
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△14,783	—	△135,953	△150,736	△196	△150,933
当 期 末 残 高	209,238	452,529	4,500,000	25,494	5,187,262	△109,611	6,758,990

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,016,116	1,016,116	7,926,040
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△68,830
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当期純損失 (△)			△81,906
自己株式の取得			△196
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	474,088	474,088	474,088
事業年度中の変動額合計	474,088	474,088	323,155
当 期 末 残 高	1,490,205	1,490,205	8,249,195

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品及び原材料

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

パート従業員については、内規に基づく事業年度末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職に伴う退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社においては、縫い糸、刺しゅう糸及び手芸用各種糸の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、収益認識基準適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、国外の顧客に商品及び製品を販売する取引は、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。また、為替予約取引については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建買掛金及び予定取引

③ヘッジ方針

円貨による支払額を確定させることが目的であり、ヘッジ対象の識別は個別の契約ごとに行っております。

④ヘッジの有効性の評価方法

為替予約の締結時に、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であり、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 760,617千円

仕掛品 781,404千円

原材料及び貯蔵品 84,969千円

合計 1,626,991千円

売上原価（棚卸資産評価損：△は戻入額） 21,016千円

棚卸資産評価損は計上と戻入の純額を記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,882,474千円
2. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
株式会社ニットマテリアル	27,803千円	取引先に対する仕入債務

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
- 短期金銭債権 66,172千円
- 短期金銭債務 6,171千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する営業取引
- 売上高 92,870千円
- 仕入高 29,891千円
2. 関係会社に対する営業取引以外の取引による取引高 76,801千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	91,485		126		—	91,611

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払法定福利費	1,729千円
未払事業税等	2,175千円
賞与引当金	10,294千円
貸倒引当金	244千円
有価証券評価損	1,756千円
棚卸資産評価損	62,029千円
資産除去債務	3,866千円
退職給付引当金	1,180千円
役員退職慰労引当金	68,829千円
繰越欠損金	179,654千円
関係会社株式評価損	178,172千円
関係会社出資金評価損	8,368千円
その他	31,328千円
繰延税金資産小計	549,632千円
評価性引当額	△515,126千円
繰延税金資産合計	34,505千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△17,224千円
固定資産圧縮積立金	△207,467千円
その他有価証券評価差額金	△683,201千円
繰延税金負債合計	△907,893千円
繰延税金負債の純額	△873,388千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 F T C	直接100%	原材料及び半製品の販売 仕入資金の援助 役員 の 兼 任	資金の貸付 (注)	110,000	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	110,000
				資金の回収	110,000		130,000
子会社	FUJIX INTERNATIONAL Co.,Ltd.	直接 70 %	製 品 の 販 売 仕入資金の援助 役員 の 兼 任	資金の貸付 (注)	92,985	関係会社短期貸付金	78,000
				資金の回収	110,286		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,992円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 59円50銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥 居 陽
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 崎 直 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 フジックス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 鳥 居 陽
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 米 崎 直 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社フジックス 監査等委員会

監査等委員 山田善紀 ㊞

監査等委員 吉田 薫 ㊞

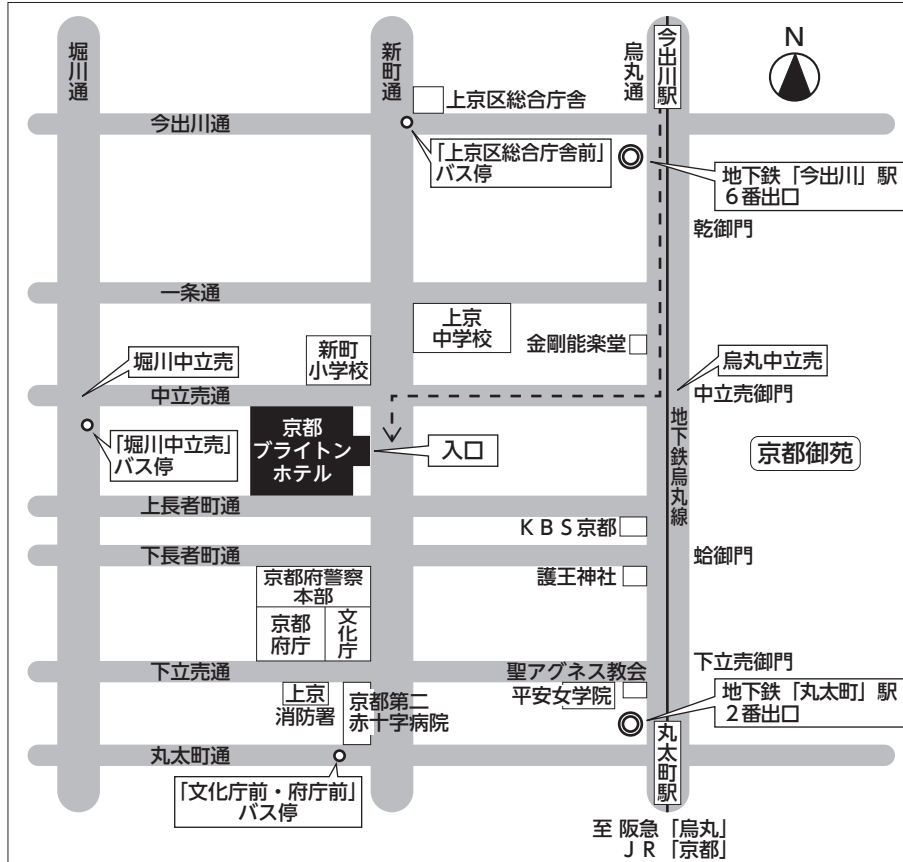
監査等委員 寺町雅人 ㊞

(注)監査等委員 山田善紀、吉田薫及び寺町雅人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル地下1階 麗華の間
電話 075 (441) 4411 (代表)



交通機関のご案内

●地下鉄利用の場合

烏丸線今出川駅下車 (6番出口) 徒歩8分

なお、地下鉄烏丸御池駅—京都ブライトンホテル間のシャトルバスが20分間隔で運行されています (所要時間約7分)。